

下関港事業継続計画

【感染症編】

令和4年8月

下関港事業継続推進協議会
下関港水際・防災対策連絡会議

変更履歴

年月日	ページ	変更内容
R4.8.23		新規策定

目 次

1. 基本方針	1
2. 本BCPで対象とする感染症	1
3. 港湾機能の目標	2
4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階	3
5. 実施体制	5
6. 各流行段階において想定されるリスク	7
6.1 貨物船編	7
6.2 フェリー編	8
6.3 災害対応編	9
7. 対応計画	11
7.1 貨物船・フェリー編	11
(1) 感染予防対策	11
(2) 感染者等が発生した場合の対応	14
7.2 災害対応編	18
(1) 感染予防対策	18
(2) 感染者等が発生した場合の対応	20
8. マネジメント計画	23
8.1 事前対策	24
8.2 教育・訓練	26
8.3 BCPの見直し・改善	27
参考資料	28

1. 基本方針

新型コロナウイルスのパンデミックは、世界各国で緊急事態宣言が出され、一部都市ではロックダウンが行われるなど、世界中の人々の日常生活や社会経済活動に大きな影響を与えたところである。

海上交通・港湾分野においても、国内外でのクルーズ船や貨物船の乗客・乗員が感染し、港湾を通じた国内への感染拡大の恐れや、患者の搬送、船内消毒等のため船舶が港湾内に長期間停留し、荷役やその他船舶の利用に支障をきたした事例が発生している。また、外航貨物船の船員の中に感染疑いがあるため、臨船検疫など感染防止のための特別の対応が必要となる事例も多数報告されている。

我が国は、特に、資源・エネルギー・穀物においてはほぼ 100%を海外からの輸入に依存し、また、その貿易量の 99.6%は船舶を利用するなど、港湾が国際海上貿易、国内海上交通・物流の拠点として重要な役割を担っている。

下関港においても、本州最西端という地理的特性を活かした広域的な背後圏を持ち、日本全国と東アジアを結ぶ物流拠点としての役割を果たすとともに、地域の暮らしや産業を支える重要な港湾インフラとして多くの人々に利用されている。

ウィズコロナの時代において、感染拡大防止と経済活動の両立が求められる中、港湾においても、感染又はその疑いが発生した場合でも、港湾の機能に与える影響をできる限り抑え、港湾機能の継続を図ることが必要不可欠である。

そのため、感染症が拡大しても、下関港の港湾機能を維持していくためにも働く人々の感染防止策等の対応の在り方を予め明らかにして危機管理対策、体制の強化を目的とした具体的な活動計画として、港湾BCP【感染症編】（以下「感染症BCP」）を位置づけるものとする。

2. 本BCPで対象とする感染症

感染症は多種にわたっており、その種類によって取るべき対策も異なるため、まずは新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、「新型コロナウイルス」と言う）を念頭に本BCPを策定することとする。

なお、本BCPは、飛沫や接触を感染経路とする、その他の感染症にも準用する。

今後新たな感染症が発生した場合には、その時点の知見を踏まえ、必要な見直しを行い、その都度本BCPを充実させていく。

3. 港湾機能の目標

港湾関係者や入港船舶の乗客・乗員に感染症が発生・拡大すると、港湾における労働者の不足やオフィスの閉鎖、船舶の運航停止等が必要となり、CIQをはじめとする国の関係官署及び港湾管理者、その他の関係機関の業務機能の停止や、船社、海貨・フォワーダー、港運・陸運事業者等の港湾関係の事業活動の停止につながる。

また、感染者の搬送、船内の消毒や船員の交代等のため、外航貨物船が港湾内に長期停泊し、係留施設の占有が長引くなど、荷役が遅れるリスクも発生する。

本BCPは、感染症によって下関港の港湾機能継続が困難となる状況を回避し、その経済・社会への影響を軽減することを目的とする。

具体的には、貨物船等については感染症がまん延しているときでも市民生活に欠かせない物流インフラとして影響を最小限に抑え事業継続させることを目標とし、フェリーについては物流インフラに加え、海上の公共交通としての事業継続が望まれるため、感染症対策を実施しながら運航を継続させることを目標とする。

なお、自然災害の場合は、通常、発生直後の状況以上に港湾機能が低下することはなく、以降は早期復旧を目指して対応していくことになるが、感染症の場合は、発生後の対応が不十分な場合、感染拡大によって港湾機能がさらに低下していく可能性があるため、本BCPに基づいて拡大防止策を迅速に講じることによって、下関港における感染拡大を的確に抑制していくこととする。

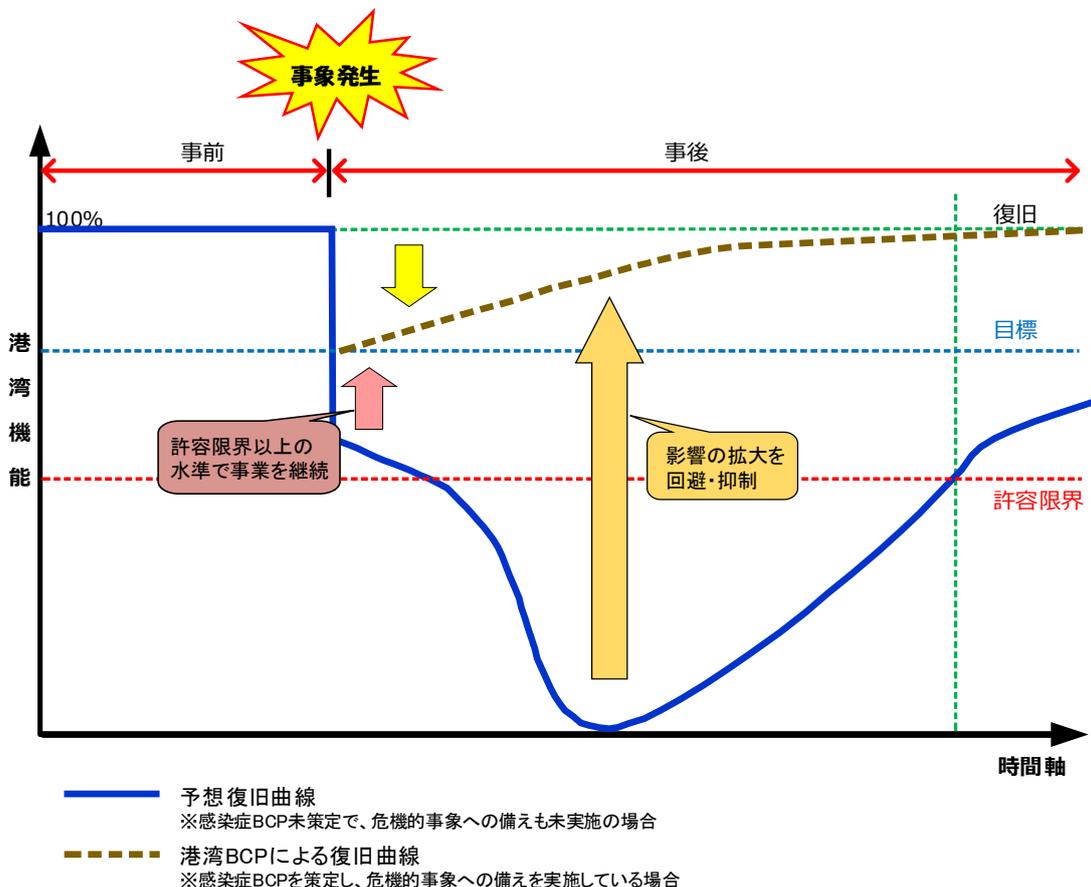


図3—1 港湾における感染症BCPの概念

4. 本BCPで想定する対応期間・流行段階

感染症については、今般の新型コロナウイルスでも見られるように、長期的な対応も想定されることから、こうした中でも港湾における感染症のまん延防止と港湾における事業継続を図るため、以下に示す各流行段階（「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」と同様に設定）を想定し、計画を策定するものとする。

表4—1 各流行段階の想定

流行段階	状態及び対策の考え方
①未発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○新型感染症発生に備え、体制を整備する時期。 ○全国の主要な港湾において、防疫用資源（資器材）の準備・備蓄、感染症リスクに対する関係者の認識の涵養、感染症患者の救援・保護体制の確立準備、対応訓練等を計画的に進めておく必要がある。
②海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○海外にて感染症が発生した事がニュース等報道で取り上げられ、国内への侵入をできる限り抑えるとともに、国内発生に備えた体制を整備する時期。 ○感染症発症による港湾関係者への健康被害や港湾機能の維持・継続上のインパクトをあらかじめ分析・評価しておく必要がある。
③国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ○国内のいずれかの都道府県で感染症の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態であり、国内感染をできる限り抑える時期。 ○港湾における全国横断的な防疫・救援・保護・連絡調整体制の確立と防疫資源の重点的な投入を図る必要がある。また、港湾において感染症が発生する事も想定した対応が必要となる。
④国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ○国内のいずれかの都道府県で、感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態であり、医療体制、健康被害、国民生活、国民経済等への影響を最小限に抑える時期。 ○また、感染症による港湾機能の低下を最小限に抑えるため、港湾関連官署、事業者等が行う防疫措置への重点的な支援強化を図るとともに、必要に応じて、港湾間の機能バックアップのための広域調整を行う必要がある。
⑤小康期	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態であり、国民生活、国民経済の回復を図り、次の流行に備える時期。 ○感染症拡大の教訓を踏まえ、引き続き水際における警戒態勢や所要の防疫体制を維持する必要がある。

※なお、③～⑤の流行段階が繰り返されることにも留意する。

なお、各感染段階の国及び地域（都道府県）における発生段階は以下の図のようなイメージである。

国（全国合計感染者数）と各地域単位での感染者数の発生状況は異なることから、各地域の感染状況に応じた対策を実施していく必要がある。

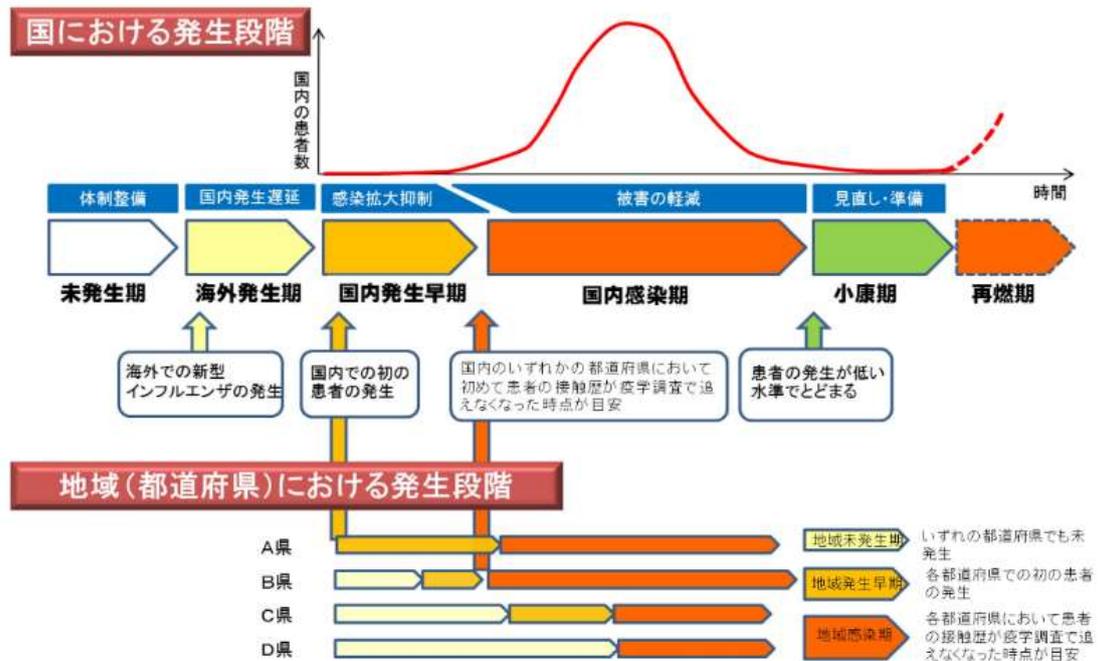


図4—1 国及び地域（都道府県）における発生段階(イメージ)

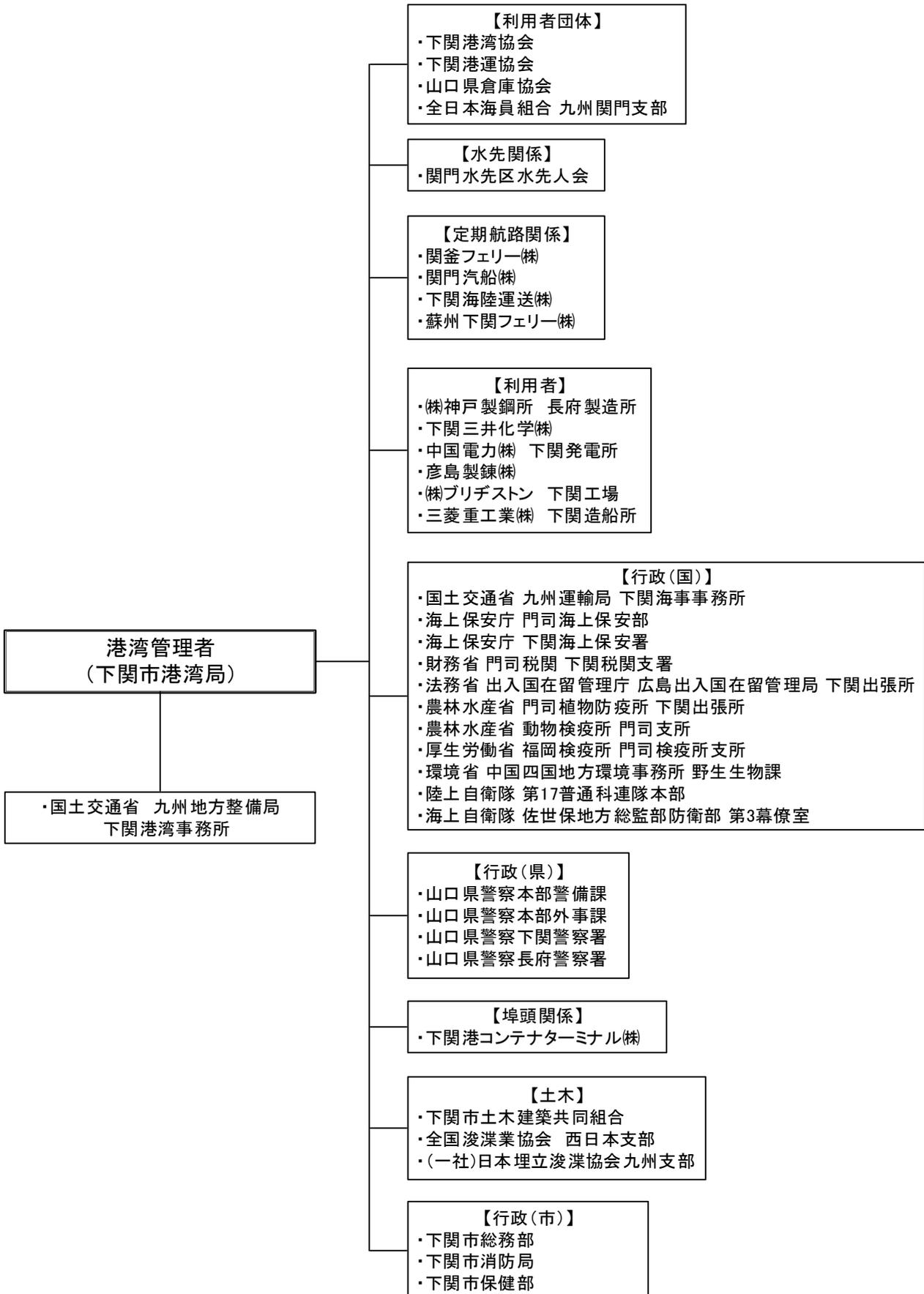
5. 実施体制

「下関港BCP【感染症編】」の実施体制については、すでに策定済みの下関港事業継続推進協議会と下関港水際・防災対策連絡会議の枠組みを活用した体制とする。

表 5 - 1 構成員一覧

分類	所属	役職	※順不同		
			下関港事業継続 推進協議会	下関港水際 ・防災対策連絡会議	
利用者団体	下関港協会の	会長	○	○	
	下関港運協会の	会長	○	○	
	山口県倉庫協会の	会長	○		
		事務局長		○	
全日本海員組合 九州関門支部	地方支部長		○		
水先関係	関門水先区水先人会	会長	○	○	
定期航路関係	関釜フェリー(株)	代表取締役社長	○		
		取締役		○	
	関門汽船(株)	代表取締役社長	○		
	下関海陸運送(株)	代表取締役社長	○		
	蘇州下関フェリー(株)	代表取締役社長	○		
利用者	(株)神戸製鋼所 長府製造所	所長	○		
		代表取締役社長	○		
	中国電力(株) 下関発電所	所長	○		
	(株)ブリヂストン 下関工場	工場長	○		
	三菱重工業(株) 下関造船所	所長	○		
	国土交通省九州地方整備局 下関港湾事務所	所長	○		
国	国土交通省九州運輸局 下関海事事務所	所長	○	○	
	海上保安庁 門司海上保安部	門司海上保安部長		○	
	海上保安庁 下関海上保安署	下関海上保安署長	○	○	
	財務省 門司税関 下関税関支署	支署長	○	○	
	法務省出入国在留管理庁 広島出入国在留管理局 下関出張所	出張所長	○	○	
	農林水産省 門司植物防疫所 下関出張所	出張所長	○	○	
	農林水産省 動物検疫所 門司支所	所長	○	○	
	厚生労働省 福岡検疫所 門司検疫所支所	支所長	○	○	
	環境省 中国四国地方環境事務所 野生生物課	課長補佐		○	
	陸上自衛隊 第17普通科連隊本部	第17普通科連隊長		○	
	海上自衛隊 佐世保地方総監部防衛部 第3幕僚室	第3幕僚室長		○	
	県	山口県警察本部 警備課	課長		○
		山口県警察本部 外事課	課長		○
		山口県警察 下関警察署	署長		○
		山口県警察 長府警察署	署長		○
	埠頭関係	下関港コンテナターミナル(株)	社長	○	
	土木	下関市土木建築共同組合	理事長	○	
全国浚渫業協会西日本支部		支部長	○		
(一社)日本埋立浚渫協会 九州支部		支部長		○	
市	下関市総務部	防災危機管理監	○		
	下関市港湾局	局長	○	○	
	下関市消防局	消防局長		○	
	下関市保健部(下関市立下関保健所)	部長(所長)		○	
オブザーバー	国土交通省九州地方整備局 関門航路事務所沿岸防災対策室		○		
	第七管区海上保安本部 交通部航行安全課		○		
	門司海上保安部 航行安全課海務係		○		
	北九州市港湾空港局 港営課港務係		○		
事務局	下関市港湾局経営課		○		
	国土交通省九州地方整備局 下関港湾事務所			○	

表5-2 連絡体制



6. 各流行段階において想定されるリスク

6.1 貨物船編

貨物船入港時における感染症の各流行段階において想定されるリスクを以下に示す。

表 6-1 想定されるリスク（貨物船編¹）

流行段階	想定されるリスク
①未発生期	・特記事項なし
②海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク ・港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク 〈※②～⑤に跨るリスク〉 ・外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク 〈※②～④に跨るリスク〉 ・検疫が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク 〈※②～④に跨るリスク〉
③国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク 〈※③～④に跨るリスク〉 ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク 〈※③～④に跨るリスク〉(特に緊急物資輸送時に留意)
④国内感染期	・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスク
⑤小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク

¹ 貨物船とは、物流の観点から、国内外の貨物船(コンテナ、ドライバルク、タンカー、自動車船、RO-RO船等)、フェリー及び貨客船を対象とする。

6.2 フェリー編

フェリー入港時における感染症の各流行段階において想定されるリスクを以下に示す。

表 6-2 想定されるリスク（フェリー編²⁾

流行段階	想定されるリスク
①未発生期	・特記事項無し
②海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する海外渡航者、又は上陸する船員からの感染者が国内に流入するリスク(注) ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する旅客相互の接触による感染拡大が発生するリスク(注) <p>(注)クルーズ船と比較すると、乗客乗員の規模は小さく、運航時間は短いため、運航中に大人数が発症するリスクは相対的に少ないので、船ごと停留する事態も想定されるものの、発症者の安全かつ迅速な搬送が重要となる。また、初動対応が確立されていない中での混乱発生リスクが発生。</p>
③国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスク ・フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染発生によって、船舶の運航が停止するリスク。特に、国内幹線航路や離島航路においては、船内で感染者が発生した場合でも物流、交通に与える影響を最小限に抑えることが必要。 <p>〈※③～④に跨るリスク〉</p>
④国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ※国際フェリー・外航定期旅客船の旅客輸送は休止されていると想定 ・フェリー等の利用による広域移動、離島への移動により国内感染が拡大するリスク(特に離島航路においては、島内の医療体制が十分でない中で負担が増大するリスク) ・港湾関係者間における感染拡大によって、国内幹線航路や離島航路の運航が維持できなくなり国の経済活動や国民生活に著しい影響が及ぶリスク
⑤小康期	・国内外における移動制限等の緩和に伴う船舶運航者や港湾関係者間の感染拡大が再発するリスク

2 フェリーとは、旅客の観点から、国内外のフェリー、貨客船、定期旅客船を対象とする。

6.3 災害対応編

災害対応時における感染症の各流行段階において想定されるリスクを以下に示す。

表 6-3 想定されるリスク（災害対応編）

流行段階	想定されるリスク
①未発生期	・特記事項無し
②海外発生期	<p><u>○外国からの支援に起因する感染症リスク</u></p> <p>・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に流入するリスク</p> <p><u>○貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク</u></p> <p>・被災地港湾に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船舶の受け入れが困難になるリスク</p> <p>〈※②～④に跨るリスク〉</p>
③国内発生早期	<p><u>○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク</u></p> <p>・被災地に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク <small>※TEC-FORCE: 緊急災害対策派遣隊</small></p> <p>・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク</p> <p>・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させるリスク</p> <p>・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生するリスク</p> <p>・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染が拡大するリスク <small>※リエゾン: 災害対策現地情報連絡員</small></p> <p><u>○港湾利用面に関するリスク</u></p> <p>・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面（物流面・緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク</p> <p><u>○外国からの支援に起因する感染症リスク</u></p> <p>・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染症感染者が発生し、入港先の港湾や国内に流入するリスク</p> <p>・被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければ</p>

	ならなくなるリスク
④国内感染期	<p><u>○被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援に関するリスク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE 等による支援等が実施出来ないリスク ・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が広域に拡大するリスク ・港離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させるリスク ・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大するリスク ・TEC-FORCE・リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症がまん延するリスク <p><u>○港湾利用面に関するリスク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対応従事者（行政関係者・建設会社等）が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、広域的に港湾利用面（緊急物資輸送拠点等）に支障が出るリスク <p><u>○外国からの支援に起因する感染症リスク</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク ・被災地に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならなくなるリスク
⑤小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・措置緩和に伴う感染拡大の再発リスク <p>※感染リスクの低減状況を常時分析する必要がある。</p>

7. 対応計画

7.1 貨物船・フェリー編

貨物船・フェリー入港時における感染症の各流行段階において港湾管理者等が行う主な対応を以下に示す。

(1) 感染予防対策

①未発生期

・未発生期における感染症への備えは、8.マネジメント計画を参照すること。

②海外発生期

- ・下関市(港湾管理者)は、国土交通省九州地方整備局下関港湾事務所等や下関市保健部(保健所)、福岡検疫所門司検疫所支所等の防疫関係機関(以下、「防疫関係機関」)との連携のもと、感染症発生時の典型的な症状などの特性と海外における感染発生事例、有効な予防、防疫措置に関する情報の収集を行い、下関港事業継続推進協議会及び下関港水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報共有を実施する。
- ・海外からの渡航者若しくは乗組員から、又はそれら相互の接触によって、船舶の旅客及びターミナル関係者等に感染が発生する事態を想定し、下関市(港湾管理者)は船社及びターミナル関係者等(以下、「船社等」)に対し、ターミナル等における感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの実施、検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施を要請するとともに、感染若しくは感染が疑われる症状を有する者(感染者等)が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。
- ・また、下関市(港湾管理者)は、これらの情報をとりまとめ、船舶運航に係る他の港湾関係者及び船社並びにその他の下関港事業継続推進協議会構成員及び下関港水際・防災対策連絡会議構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置のためのマスクや消毒液、検温器その他の予防・防疫資器材について、その備え置き状況把握に努める。

③国内発生早期

- ・下関市(港湾管理者)は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、下関港事業継続推進協議会及び下関港水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化する。
- ・下関市(港湾管理者)は船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。
- ・また、下関市(港湾管理者)は、これらの情報をとりまとめ、他の船社等並びにその他の下関港事業継続推進協議会構成員及び下関港水際・防災対策連絡会議構成員との迅速な情報共有を行

う。あわせて、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防、防疫措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材の過不足の状況把握に努め、必要に応じて相互融通のための調整を行う。

④国内感染期

- ・下関市(港湾管理者)は防疫関係機関との連携のもとに、他の港湾における感染の発生事例や予防、防疫措置に関する最新の情報を収集し、下関港事業継続推進協議会及び下関港水際・防災対策連絡会議の場を通じた情報の共有・更新を強化する。
- ・下関市(港湾管理者)は船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化を要請するとともに、感染者等が判明した場合は、当該船社等に対して、速やかに防疫関係機関に報告するとともに、当該感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置を行うよう指示することとする。
- ・また、下関市(港湾管理者)は、これら情報をとりまとめ、他の船社等並びにその他の下関港事業継続推進協議会構成員及び下関港水際・防災対策連絡会議構成員との迅速な情報共有を行う。あわせて、防疫関係機関との連携のもとに、港湾関係者が行う感染症の予防・防疫措置並びに感染者等に対する所要の措置の実施状況を把握するとともに、これら措置に入用な予防・防疫資器材や隔離等施設及び要員の過不足の状況把握に努め、必要に応じて他港も含めた相互融通のための調整を自ら行う。
- ・船社等は船舶の運航業務に関わる職員に対する感染症対策を徹底するとともに、職員に感染が発生した場合においても、感染の拡大を最小限に抑えるとともに業務オフィスの消毒等の所要の措置を迅速に行い業務の継続性を維持できるよう、職員のローテーション勤務や職務の代替性強化を実施する。
- ・感染が発生した場合は、5. 実施体制に基づく関係者間の情報共有を迅速に行う。

⑤小康期

- ・感染又はその疑いのあるものが乗船することや、職員の感染が発生することによるリスクを想定し、下関市(港湾管理者)は引き続き、船社等に対し、ターミナル等における感染予防措置や検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施、感染予防に係るポスターの掲示やアナウンスの継続等を要請する。
- ・また、④国内感染期までの対応を振り返り、必要に応じて、感染症の予防・防疫資器材の補充や、対応の見直しを行い、感染症BCPの修正を実施する。

表 7—1 各流行段階における対応方策

項目	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
情報収集・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○情報の収集（特性、海外事例、予防、防疫措置） ○情報共有の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○最新情報の収集（他港事例、予防、防疫措置） ○情報共有・更新の強化 		
ターミナル等における感染予防対策	<ul style="list-style-type: none"> ○検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○検温やマスク着用等の所要の防疫措置の強化および実施状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○検温やマスク着用等の所要の防疫措置の徹底強化および実施状況の把握（感染者等に対する所要の措置を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ポスターの掲示やアナウンスの継続 ○検温やマスク着用等の所要の防疫措置の実施
感染者等の発生時の対応		<ul style="list-style-type: none"> ○防疫関係機関への報告 ○感染者等の隔離・観察、感染診断等の所要の措置の実施 ○感染者等に関する情報共有の実施 		
予防・防疫資器材の管理	<ul style="list-style-type: none"> ○備え置き状況の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○過不足状況の把握 ○相互融通のための調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○過不足状況の把握 ○他港も含めた相互融通のための調整 	<ul style="list-style-type: none"> ○補充の実施
業務の継続性維持			<ul style="list-style-type: none"> ○ローテーション勤務の実施 ○職務代替性の強化 ○職員感染に関する情報共有の実施 	
下関港BCP【感染症編】				<ul style="list-style-type: none"> ○修正の実施

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

船社等は、乗組員や乗客又は職員に感染者等が発生した場合、防疫関係者等に連絡を行うとともに、下関港事業継続推進協議会構成員及び下関港水際・防災対策連絡会議構成員に対して適宜情報共有を行う。あわせて、防疫関係者等と対応を相談し、適宜他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

表7-2 各フェーズにおける対応及びその主体(外航船)

確認事項	事象発生★	終結★	対応者 (●:主体 ○:関係先及び調整先)									
			船社又は船舶代理店	港湾運送事業者	福岡検疫所 門司検疫所支所	下関市保健部(保健所)	九州地方整備局 下関港湾事務所	九州運輸局 下関海事事務所	門司海上保安部 下関海上保安署	広島出入国在留管理局 下関出張所	門司税関 下関税関支署	下関市港湾局(港湾管理者)
1. 初動の情報共有等												
(1)感染者等の情報を検疫所へ報告	→		●		○							
(2)感染疑い船 ^{※1} の情報把握	→				●							
(3)感染疑い船の情報を関係行政機関に報告	→				●			○	○	○	○	
(4)感染疑い船の情報を本省・本庁の関係課室に報告	→				●			●	●	●		
(5)船社等に対して、交代船員の速やかな確保の要請および見込みの確認(有症者が多い場合)	→		○								●	
(6)リエゾンの派遣(必要に応じて)	→		○					●	●	●	●	
2. 検疫の実施場所の調整												
(1)着岸検疫の実施判断および着岸検疫を行う岸壁等の調整(錨地での検疫が不可の場合)	→				○							●
(2)検疫岸壁等の確保の可否および水先人の乗り込み可否の確認	→				○							●
(3)近隣の他の検疫港との広域調整(管理運営上著しい支障が生じることが明白な場合)	→				○		○					●
3. 検疫の実施												
(1)検疫の実施	→				●							
(2)検疫結果の公表(必要に応じて)	→		○		●			○	○			○
(3)患者の搬送先の確保および下船対応	→				●	○			○			○
(4)感染船 ^{※2} の消毒を指示(必要に応じて)	→		○		●							
(5)仮検疫済証の交付	→				●							
(6)上陸する船員の待機場所や移動手段の確保(検疫後、認められた場合)	→		●									
4. 荷役の実施												
(1)荷役の実施(仮検疫済証が交付された場合や、検疫所長の確認又は許可を受けた場合)	→		●	●								
(2)荷役実施に対する指導 ^{※4}	→		○	○					●			
5. 船員交代の実施												
(1)交代船員の確保(必要に応じて)	→		●									
6. 感染疑い船等の移動調整												
(1)感染疑い船等 ^{※3} の移動先の調整(港湾の管理運営上支障が生じた場合)	→				○				○			●
(2)感染疑い船等の移動の指示又は要請(具体的な移動先を提示)	→		○					○	○	○		●
7. 感染船の出港												
(1)次の寄港地等に向け、速やかに出港するよう指示(管理運営上の支障の発生を防止するため必要な場合)	→		○									●
8. 台風等の荒天時の安全対策												
(1)適切な港外退避等の安全対策の実施(港則法に基づく勧告等が発出された場合)	→		●						○			○
(2)所要の安全対策の確実な実施の要請	→		○						○			●

出展) 新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について(令和2年9月18日)

感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(令和2年5月11日)

※1「感染疑い船」とは、新型コロナウイルス感染症の症状により感染の疑いがある船員が乗船しており、検疫所の判断により、無検疫によらない検疫(錨地検疫又は着岸検疫)を行うこととされた外航貨物船をいう。

※2「感染船」とは、我が国での検疫(新型コロナウイルスに関する検査)の結果、船員の新型コロナウイルスへの感染が確認された外航貨物船をいう。

※3「感染疑い船等」とは、感染疑い船及び感染船をいう。

※4. 港湾施設利用上の指導など、関係機関との連携が望ましい場合は適宜関係機関と調整を行い対応する。

表 7-3 各フェーズにおける対応及びその主体(内航船)

確認事項	事案発生★	終結★	対応者 (●:主体 ○:関係先及び調整先)						
			船社又は船船代理店	港湾運送事業者	医療機関	下関市保健部(保健所)	九州地方整備局下関港湾事務所	九州運輸局下関海事事務所	下関市港湾局(港湾管理者)
1. 初動の情報共有等									
(1)感染者等の情報を保健所へ報告	→		●			○			
(2)感染疑い船 ^{※1} の情報把握	→					●			
(3)感染疑い船の情報を関係行政機関に報告	→					●	○	○	○
(4)感染疑い船の情報を本省・本庁の関係課室に報告	→						●	●	
(5)船社等に対して、交代船員の速やかな確保の要請および見込みの確認(有症者が多い場合)	→		○						●
(6)リエソンの派遣(必要に応じて)	→		○				●	●	●
2. 検査の実施場所の調整									
(1)着岸を行う岸壁等の調整		→				○			●
(2)検査岸壁等の確保の可否および水先人の乗り込み可否の確認		→				○			●
(3)近隣他港との広域調整(管理運営上著しい支障が生じることが明白な場合)		→				○	○		●
3. 検査の実施									
(1)検査の実施		→			●				
(2)濃厚接触者の情報を保健所へ報告		→	●			○			
(3)濃厚接触者の認定		→				●			
(4)検査結果の公表(必要に応じて)		→	○			●	○	○	○
(5)感染船 ^{※2} の消毒を指示(必要に応じて)		→	○			●			
(6)上陸する船員の待機場所や移動手段の確保(検査後、認められた場合)		→	●						
4. 荷役の実施									
(1)荷役の実施(保健所の確認を受けた場合)		→	●	●					
(2)荷役実施に対する指導 ^{※4}		→	○	○				●	
5. 船員交代の実施									
(1)交代船員の確保(必要に応じて)		→	●						
6. 感染疑い船等の移動調整									
(1)感染疑い船等 ^{※3} の移動先の調整(港湾の管理運営上支障が生じた場合)		→				○			● ○
(2)感染疑い船等の移動の指示又は要請(具体的な移動先を提示)		→	○				○	○	●
7. 感染船の出港									
(1)次の寄港地等に向け、速やかに出港するよう指示(管理運営上の支障の発生を防止するため必要な場合)		→	○						●
8. 台風等の荒天時の安全対策									
(1)適切な港外退避等の安全対策の実施(港則法に基づく勧告等が発出された場合)		→	●						○
(2)所要の安全対策の確実な実施の要請		→	○						●

出展) 新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について(令和2年9月18日)

感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(令和2年5月11日)

※1.「感染疑い船」とは、新型コロナウイルス感染症の症状により感染の疑いがある船員が乗船しており、検疫所の判断により、無線検疫によらない検疫(錨地検疫又は着岸検疫)を行うこととされた外航貨物船をいう。

※2.「感染船」とは、我が国での検疫(新型コロナウイルスに関する検査)の結果、船員の新型コロナウイルスへの感染が確認された外航貨物船をいう。

※3.「感染疑い船等」とは、感染疑い船及び感染船をいう。

※4.港湾施設利用上の指導など、関係機関との連携が望ましい場合は適宜関係機関と調整を行い対応する。

表 7-4 各フェーズにおける対応及びその主体(事業所)

確認事項	事案発生★	終結★	対応者 (●:主体 ○:関係先及び調整先)					
			事業所	港湾運送事業者	医療機関	下関市保健部(保健所)	九州地方整備局 下関港湾事務所	九州運輸局 下関海事事務所
1. 初動の情報共有等								
(1)感染者等の情報を保健所へ報告	→		●			○		
(2)事業所の情報把握	→					●		
(3)事業所の情報を関係行政機関に報告	→					●	○	○
(4)事業所の情報を本省・本庁の関係課室に報告	→						●	●
(5)事業所に対して、交代人員の速やかな確保の要請および見込みの確認(有症者が多い場合)	→		○					●
(6)リエゾンの派遣(必要に応じて)	→		○				●	●
2. 検査の実施^{※1}								
(1)検査の実施		→			●			
(2)濃厚接触者の情報を保健所へ報告		→	●			○		
(3)濃厚接触者の認定		→				●		
(4)検査結果の公表(必要に応じて)		→	○			●	○	○
(5)事業所の消毒を指示(必要に応じて)		→	○			●		
(6)作業員の待機場所や移動手段の確保(検査後、認められた場合)		→	●					
3. 業務の実施								
(1)業務の実施(保健所の確認を受けた場合)		→	●	●				
(2)業務実施に対する指導 ^{※2}		→	○	○			●	
4. 人員交代の実施								
(1)交代人員の確保(必要に応じて)		→	●					

出展) 新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について(令和2年9月18日)

感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(令和2年5月11日)

※1.国等の通知により、濃厚接触者の特定を求めない等の例外的な対応が示された場合は、その運用に基づき対応を行う。

※2.港湾施設利用上の指導など、関係機関との連携が望ましい場合は適宜関係機関と調整を行い対応する。

7.2 災害対応編

災害対応時における感染症の各流行段階において港湾管理者等が行う主な対応を以下に示す。

(1) 感染予防対策

①未発生期

・未発生期における感染症への備えは、8.マネジメント計画を参照すること。

②海外発生期

・下関市(港湾管理者)及び九州地方整備局下関港湾事務所は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、支援船の着岸バース調整を行う。

③国内発生早期

・下関市(港湾管理者)及び九州地方整備局下関港湾事務所は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小、支援船の着岸バース調整を行う。
・九州地方整備局下関港湾事務所においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB 会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

※リエゾン: 災害対策現地情報連絡員

④国内感染期

・下関市(港湾管理者)及び九州地方整備局下関港湾事務所は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小、支援船の着岸バース調整を行う。
・九州地方整備局下関港湾事務所においては、状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB 会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施する。

⑤小康期

・下関市(港湾管理者)及び九州地方整備局下関港湾事務所は、災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)、災害対応従事者のサーモグラフィー等による検温、屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小を行う。
・国土交通省港湾局は、複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂を実施する。また、下関市(港湾管理者)及び九州地方整備局下関港湾事務所は感染予防対策用品の補充を実施する。

表 7 - 5 各流行段階における対応方策

項目	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
災害対応従事者の感染対策		<ul style="list-style-type: none"> ○マスク着用、テレビ会議による三密回避等 ○サーモグラフィー等による検温 		
		<ul style="list-style-type: none"> ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間の縮小 		
支援船の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> ○着岸バースの調整 			
TEC-FORCEに関する取組		<ul style="list-style-type: none"> ○オンラインによるリエゾン対応の実施 		
感染症BCPガイドライン				<ul style="list-style-type: none"> ○検証・改訂の実施
感染予防対策用品の管理				<ul style="list-style-type: none"> ○補充の実施

(2) 感染者等が発生した場合の対応（各流行段階共通）

派遣部隊に感染者等が発生した場合、防疫関係者等に連絡を行うとともに、下関港事業継続推進協議会構成員及び下関港水際・防災対策連絡会議構成員に対して適宜情報共有を行う。あわせて、防疫関係者等と対応を相談し、他の船員や濃厚接触者である荷役関係者等の隔離やPCR検査を早急に行うなどの感染防止対策の徹底を図る。

また、被災地における感染状況については、派遣部隊受入港湾の港湾BCP協議会及び水際・防災対策連絡会議において適宜情報共有を行う。

上記の対応の際には、以下について特に留意する。

- ・水際対策の徹底は他のあらゆる事柄に優先して行う。このような観点から、各関係者は防疫関係者等の意見を最大限尊重する必要がある。
- ・感染者等が乗船した船舶の来港事案への円滑な対応のためには、関係者間の「前広」「迅速」「正確」な情報共有が重要である。
- ・港湾関係者の「安全」は当然のごとく、「安心」の確保にも努める必要がある。

表7-6 各フェーズにおける対応及びその主体(外航船)

確認事項	事案発生★	終結★	対応者 (●:主体 ○:関係先及び調整先)									
			派遣部隊	港湾運送事業者	福岡検疫所 門司検疫所支所	下関市保健部 (保健所)	九州地方整備局 下関港湾事務所	九州運輸局 下関海事事務所	門司海上保安部 下関海上保安署	広島出入国在留管理局 下関出張所	門司税関 下関税関支署	下関市港湾局 (港湾管理者)
1. 初動の情報共有等												
(1)感染者等の情報を検疫所へ報告	➡		●		○							
(2)感染疑い船 ^{※1} の情報把握	➡➡				●							
(3)感染疑い船の情報を関係行政機関に報告	➡➡➡				●		○	○	○	○	○	
(4)感染疑い船の情報を本省・本庁の関係課室に報告	➡➡➡➡				●		●	●	●			
(5)船社等に対して、交代船員の速やかな確保の要請および見込みの確認(有症者が多い場合)	➡➡➡➡➡		○								●	
(6)リエゾンの派遣(必要に応じて)	➡➡➡➡➡		○					●	●	●	●	●
2. 検疫の実施場所の調整												
(1)着岸検疫の実施判断および着岸検疫を行う岸壁等の調整(錨地での検疫が不可の場合)	➡➡➡				○							●
(2)検疫岸壁等の確保の可否および水先人の乗り込み可否の確認	➡➡➡				○							●
(3)近隣の他の検疫港との広域調整(管理運営上著しい支障が生じることが明白な場合)	➡➡➡				○		○					●
3. 検疫の実施												
(1)検疫の実施	➡➡➡➡											
(2)検疫結果の公表(必要に応じて)	➡➡➡➡➡		○		●		○	○	○			○
(3)患者の搬送先の確保および下船対応	➡➡➡➡➡				●	○			○			○
(4)感染船 ^{※2} の消毒を指示(必要に応じて)	➡➡➡➡➡➡		○		●							
(5)仮検疫済証の交付	➡➡➡➡➡➡				●							
(6)上陸する船員の待機場所や移動手段の確保(検疫後、認められた場合)	➡➡➡➡➡➡		●									
4. 荷役の実施												
(1)荷役の実施(仮検疫済証が交付された場合や、検疫所長の確認又は許可を受けた場合)	➡➡➡➡		●	●								
(2)荷役実施に対する指導 ^{※4}	➡➡➡➡		○	○					●			
5. 船員交代の実施												
(1)交代船員の確保(必要に応じて)	➡➡➡➡➡		●									
6. 感染疑い船等の移動調整												
(1)感染疑い船等 ^{※3} の移動先の調整(港湾の管理運営上支障が生じた場合)	➡➡➡➡				○				○			●
(2)感染疑い船等の移動の指示又は要請(具体的な移動先を提示)	➡➡➡➡➡		○					○	○	○		●
7. 感染船の出港												
(1)次の寄港地等に向け、速やかに出港するよう指示(管理運営上の支障の発生を防止するため必要な場合)	➡➡➡➡➡		○									●
8. 台風等の荒天時の安全対策												
(1)適切な港外退避等の安全対策の実施(港則法に基づく勧告等が発出された場合)	➡➡➡➡➡		●						○			○
(2)所要の安全対策の確実な実施の要請	➡➡➡➡➡		○						○			●

出展 新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について(令和2年9月18日)
感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(令和2年5月11日)

※1「感染疑い船」とは、新型コロナウイルス感染症の症状により感染の疑いがある船員が乗船しており、検疫所の判断により、無線検疫によらない検疫(錨地検疫又は着岸検疫)を行うこととされた外航貨物船をいう。

※2「感染船」とは、我が国での検疫(新型コロナウイルスに関する検査)の結果、船員の新型コロナウイルスへの感染が確認された外航貨物船をいう。

※3「感染疑い船等」とは、感染疑い船及び感染船をいう。

※4 港湾施設利用上の指導など、関係機関との連携が望ましい場合は適宜関係機関と調整を行い対応する。

表7-7 各フェーズにおける対応及びその主体(内航船)

確認事項	事案発生★	最終★	対応者 (●:主体 ○:関係先及び調整先)						
			派遣部隊	港湾運送事業者	医療機関	下関市保健部(保健所)	九州地方整備局下関港湾事務所	九州運輸局下関海事事務所	下関市港湾局(港湾管理者)
1. 初動の情報共有等									
(1)感染者等の情報を保健所へ報告	→		●			○			
(2)感染疑い船 ^{※1} の情報把握	→					●			
(3)感染疑い船の情報を関係行政機関に報告	→					●	○	○	○
(4)感染疑い船の情報を本省・本庁の関係課室に報告	→						●	●	
(5)船社等に対して、交代船員の速やかな確保の要請および見込みの確認(有症者が多い場合)	→		○						●
(6)リエゾンの派遣(必要に応じて)	→		○				●	●	●
2. 検査の実施場所の調整									
(1)着岸を行う岸壁等の調整		→				○			●
(2)検査岸壁等の確保の可否および水先人の乗り込み可否の確認		→				○			●
(3)近隣他港との広域調整(管理運営上著しい支障が生じることが明白な場合)		→				○	○		●
3. 検査の実施									
(1)検査の実施		→			●				
(2)濃厚接触者の情報を保健所へ報告		→	●			○			
(3)濃厚接触者の認定		→				●			
(4)検査結果の公表(必要に応じて)		→	○			●	○	○	○
(5)感染船 ^{※2} の消毒を指示(必要に応じて)		→	○			●			
(6)上陸する船員の待機場所や移動手段の確保(検査後、認められた場合)		→	●						
4. 荷役の実施									
(1)荷役の実施(保健所の確認を受けた場合)		→	●	●					
(2)荷役実施に対する指導 ^{※4}		→	○	○				●	
5. 船員交代の実施									
(1)交代船員の確保(必要に応じて)		→	●						
6. 感染疑い船等の移動調整									
(1)感染疑い船等 ^{※3} の移動先の調整(港湾の管理運営上支障が生じた場合)		→				○			●
(2)感染疑い船等の移動の指示又は要請(具体的な移動先を提示)		→	○				○	○	●
7. 感染船の出港									
(1)次の寄港地等に向け、速やかに出港するよう指示(管理運営上の支障の発生を防止するため必要な場合)		→	○						●
8. 台風等の荒天時の安全対策									
(1)適切な港外退避等の安全対策の実施(港則法に基づく勧告等が発出された場合)		→	●						○
(2)所要の安全対策の確実な実施の要請		→	○						●

出展) 新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について(令和2年9月18日)

感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について(令和2年5月11日)

※1.「感染疑い船」とは、新型コロナウイルス感染症の症状により感染の疑いがある船員が乗船しており、検疫所の判断により、無線検疫によらない検疫(錨地検疫又は着岸検疫)を行うこととされた外航貨物船をいう。

※2.「感染船」とは、我が国での検疫(新型コロナウイルスに関する検査)の結果、船員の新型コロナウイルスへの感染が確認された外航貨物船をいう。

※3.「感染疑い船等」とは、感染疑い船及び感染船をいう。

※4. 港湾施設利用上の指導など、関係機関との連携が望ましい場合は適宜関係機関と調整を行い対応する。

8. マネジメント計画

流行状況によって感染症リスクが異なり、また、日本全体の感染症対策とも整合を図る必要があることから、港湾における感染症対策では、流行段階毎にリスク分析及び対策を検討することが重要である。

このようなことを勘案し感染症BCPマネジメント計画においては、感染症の発生・まん延に備えた、未発生期における平時からの準備、体制整備、PDCAサイクルの在り方、海外発生期における予防的な措置などをあらかじめ文書化し関係者間で共有しておくものとする。

8.1 事前対策

貨物船・フェリー入港時及び災害対応時において港湾管理者等が行う主な事前対策を以下に示す。

(1) 貨物船・フェリー編

下関市（港湾管理者）及び協議会構成員等は、以下について事前に調整を行う。

- ・下関市（港湾管理者）は、下関港事業継続推進協議会及び下関港水際・防災対策連絡会議の場を活用して、感染症の発生情報を収集するとともに、防疫措置の実施、感染者の隔離、感染発生場所の消毒・管理等を効果的、効率的に行うための連絡、調整体制を整備する。
- ・下関市（港湾管理者）は、国内外における感染症発生の動向に常に注視するとともに、必要に応じて、乗員が感染した場合に備え、管轄下にある貨物船、国際フェリー・外航定期旅客船等ターミナルにおける配乗条件の把握などの受入条件等の確認をあらかじめ行い、感染発生時の対応の検討を行うとともに、可能な範囲で感染症対策や感染症の予防・防疫資器材の準備³を行う。
- ・また、下関港事業継続推進協議会構成員及び下関港水際・防災対策連絡会議構成員は、海外感染期に入った時点で、本BCP第7章の対応計画に基づいて、感染症が発生・まん延した場合の各々の具体の対処行動を文書化し、関係部署に備えおくとともに、職員の出勤抑制などの措置を講じなければならなかった際の体制の確認・見直しを行い、適宜、上記の連絡、調整体制に反映することとする。

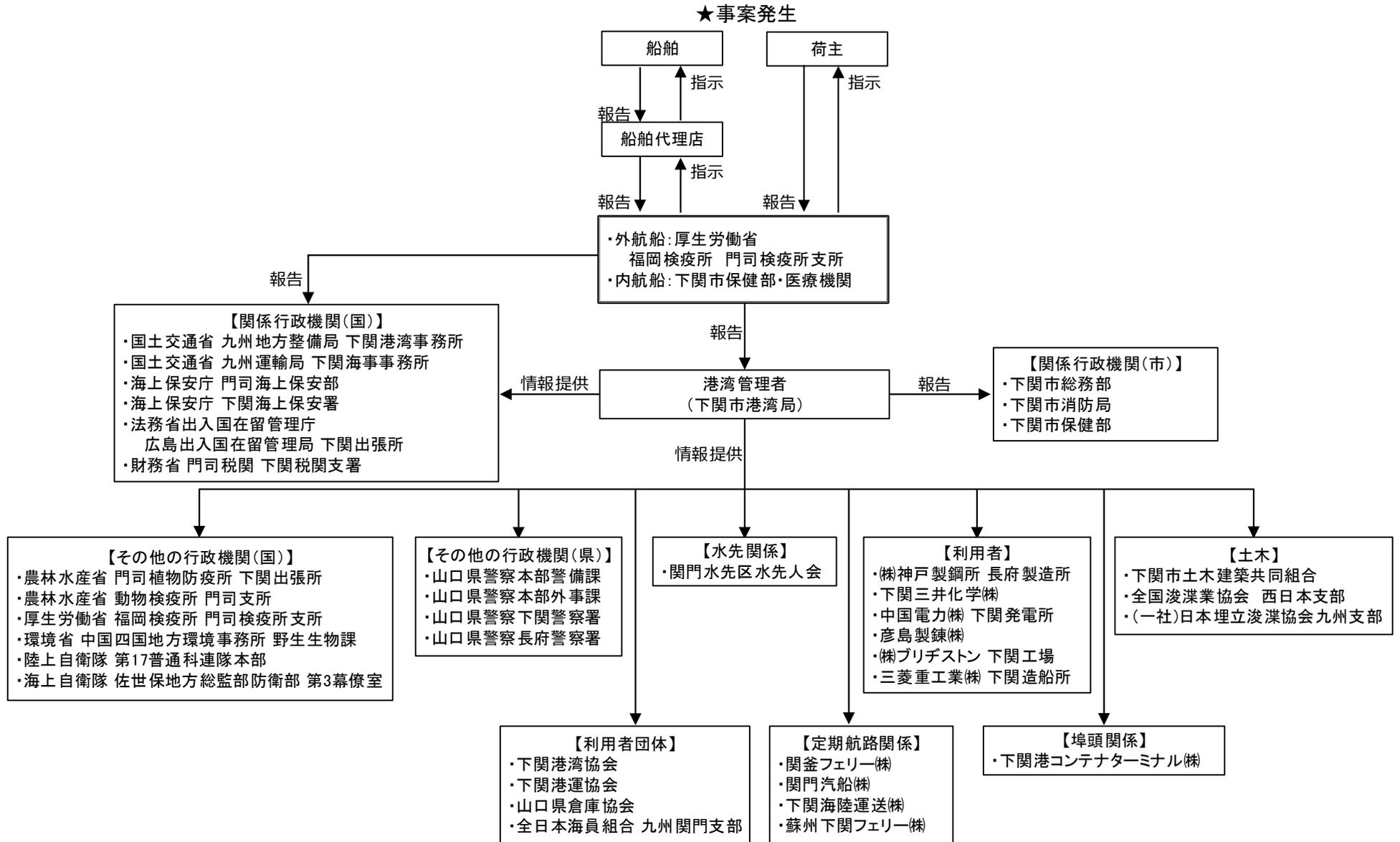
³ 地方整備局等、港湾管理者、港湾運営会社、船舶運航会社等の連携の下に、サーモグラフィーや防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品等の感染予防対策用品の備蓄状況の把握や消毒等感染拡大防止策の手順と業務依頼先の確認、感染者発生時の待機場所、動線等の確認（検疫所や保健所と調整が必要）など。特に、国際航路に関しては、感染の疑いが発生した場合の船内又はターミナルの隔離室の整備（陰圧機能の付与）、船内待機の場合の汚物処理の検討が重要。

(2) 災害対応編

下関市（港湾管理者）及び九州地方整備局は、以下について事前に調整を行う。

- ・ホットラインの確認及び、感染症発生時における TEC-FORCE の派遣方針に関する認識の共有。
- ・感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するための関係者調整。
- ・関係業界団体と調整し、感染症発生時に災害が発生した場合を想定した港湾BCPを拡充。
- ・感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制の構築（班別出勤体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等）
※災害対応従事者が感染症を発症した場合の業務継続の観点にも留意が必要
- ・感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計などのセンサー等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制の構築。
- ・被災地に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討。
- ・複合災害（自然災害＋感染症）を想定した防災訓練の実施及び PDCA による実効性向上。
- ・防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品感染予防対策用品の確保。
- ・災害派遣職員の宿泊場所調整や、感染者発生時の職員待機場所となるプレハブの確保に関する関係機関との調整

表 8 - 1 感染症発生・まん延時の業務継続のための連絡体制



8.2 教育・訓練

下関港事業継続推進協議会構成員及び下関港水際・防災対策連絡会議構成員は、港湾において感染症が発生した際の訓練を定期的を実施することとする。特に、海外発生期や国内感染期については、各流行段階において想定されるリスクを踏まえ、訓練を行うこととする。また、感染症リスクに対する港湾関係者の認識の涵養・維持と感染症BCPに基づく緊急時の対処の手順等の的確な継承に向けて、感染症リスクに関する基礎的な情報・データや港湾における過去の感染症災害事例等の情報共有の場を定期的（毎年1回程度）に設けるものとする。

表8—2 下関港で実施する訓練一覧

訓練の種類	概要	主体	頻度
下関港BCP 【感染症編】	事象発生時の 連絡体制の確認	下関市港湾局	年1回

8.3 B C Pの見直し・改善

本 B C P の実効性を向上させるため、PDCA サイクルの考え方に沿って、下関港事業継続推進協議会において実施する訓練や訓練結果に基づく各種検討結果及び協議会構成団体の B C P 等に基づき、適宜、本 B C P の見直し・改善を行う。

また、本 B C P が発動される事態が発生した場合は、小康期に至った時点で、事態の完全な収束を待つことなく、各流行段階において B C P に基づいてとられた具体の対処行動等の振り返り、総括を行い、必要に応じて機動的に B C P の修正を行うこととする。

なお、本 B C P では下関港における対応を想定しているが、着岸バースの選定や患者の搬送先の確保など、近隣の港湾（背後自治体）との広域的な連携が必要な場合には、広域的な行政機関である九州地方整備局等とも連携の上、必要に応じて広域的な連携方策についても検討する。また、本 B C P は港湾における対応を中心に記載しているが、各流行段階において取られる下関港利用船舶の船舶運航会社などの関連する対策等との連携の重要性に鑑み、それらが明らかになった段階で適宜、B C P に的確に反映していくこととする。



參考資料

◆参考資料－１ 貨物船等の入出港時の具体的な対応と関係機関等との役割分担

感染症発生段階	感染症発生時におけるリスクの特定と評価	各ステージにおけるリスク対応(ソフト・ハード)	関係機関等との役割分担等															
			下関市港湾局 (港湾管理者)	国土交通省 港湾局	国土交通省 海事局	九州地方整備局 下関港事務所	九州運輸局 下関港事務所	海上保安庁	第七管区 海上保安本部	厚生労働省	法務省	検疫所	日本港湾協会	船舶代理店	外航船社	港湾現場の 事業者等	港湾所在 自治体	
①未発生期	・特記事項なし【平常時の備え】	○感染症BCPIに関する教育・訓練の実施(情報伝達訓練・感染疑者の搬送等現地訓練など)、PDCAによる実効性向上	○															
		○「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」(国土交通省海事局外航課・国土交通省港湾局港湾経済課、令和2年4月30日)の充実強化		○	○													
②海外発生期	・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が発生するリスク ・港湾関係の労働者が、感染リスク回避のため、感染した船員や感染疑いのある船員が乗船する外航貨物船に係るサービスを提供できないリスク ※②～⑤に跨るリスク	○「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」の再周知と対策の実施の徹底														○	○	
		○「船員や港湾労働者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有」の再周知と対策の実施の徹底														○	○	
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知と対策の実施の徹底														○	○	
		○「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」や「船員や港湾運送従事者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有」の再周知と対策の実施の徹底(港湾関係の労働者等の安全・安心確保)			○	○										○	○	
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知			○	○	○	○	○	○	○	○						○
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知			○	○	○	○	○	○	○	○						
③国内発生早期	・外航貨物船が船員の感染により自力航行能力を喪失して岸壁を長期間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク ※②～④に跨るリスク ・検査が長時間に及ぶことにより外航貨物船が岸壁を長時間占有し、後続船の着岸や荷役に影響するリスク ※②～④に跨るリスク	○上記対処方針の連携の徹底																
		○「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知																
		○「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」や「船員や港湾運送従事者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有」の再周知と対策の実施の徹底(港湾関係の労働者等の安全・安心確保)			○	○											○	○
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知			○	○	○	○	○	○	○	○						○
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知			○	○	○	○	○	○	○	○						
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知			○	○	○	○	○	○	○	○						
④国内感染期	・港湾関係の労働者の間や、港湾関係の労働者と船員との間の感染によって港湾運営に必要な人的資源の不足をきたすリスク ※③～④に跨るリスク ・港湾関係の労働者における感染の拡大により、離着岸や本船荷役をはじめとする港湾運送が行えなくなるリスク(特に緊急物資輸送時に留意) ※③～④に跨るリスク	○「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」に準じた対策の実施を要請																
		○「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」や「船員や港湾運送従事者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有」の再周知と対策の実施の徹底(港湾関係の労働者等の安全・安心確保)															○	○
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知																○
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知																
		○上記対処方針の連携の徹底																
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知																
⑤小康期	・国内外における感染の拡大により、港湾機能が低下するリスク ・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク ・外航貨物船の船員と港湾関係の労働者との間の接触によって感染者が再発生するリスク	○「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」に準じた対策の実施を要請																
		○「外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項」や「船員や港湾運送従事者等が感染した場合等の感染拡大防止のための情報共有」の再周知と対策の実施の徹底(港湾関係の労働者等の安全・安心確保)																○
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知																○
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知																○
		○上記対処方針の連携の徹底																
		○「新型コロナウイルス感染症への感染の疑いのある船員の乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」の再周知																

資料：港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】～港湾における感染症BCPガイドライン～Ver1.0(p7～11)

※港湾現場の事業者等とは、港湾工事及び測量等に従事する事業者等。

◆参考資料－２ フェリー等の入出港時の具体的な対応と関係機関等との役割分担

感染症発生段階	感染症発生時におけるリスクの特定と評価	各ステージにおけるリスク対応(ソフト・ハード)	関係機関等との役割分担等						
			下関市港湾局 (港湾管理者)	国土交通省 港湾局	九州地方整備局 下関港湾事務所	船舶運航会社	フェリーや旅客船 に関わる港湾関係者	ターミナル管理者	
①未発生期	・特記事項なし【平常時の備え】	○感染症BCPIに関する教育・訓練の実施、PDCAによる実効性向上	○						
		○感染者(疑いのあるものも含む)が発生した場合の各港の実情に応じた対応手順の検討	○						
		○航路上の港湾管理者、港湾所在自治体(衛生部局、保健所含む)、船舶運航会社、地方整備局等、地方運輸局等、海上保安庁、CIQ等との連絡体制の確保を図るため、「水際・防災対策連絡会議」等を活用した関係機関との情報共有(感染症BCPの共有、連絡体制の構築等)	○		○				
		○乗員が感染した場合に備え、配乗条件の把握など受入条件を確認し、必要に応じ、国際フェリー・外航定期旅客船の受入れに関する対応の検討を行う(特定検査港等)	○			○			
		○国内フェリー等のためのサーモグラフィーや感染予防対策用品の準備	○			○			
		○防護服、マスク、ゴーグルなど衛生用品等感染予防対策用品の準備	○		○	○			
②海外発生期	・国際フェリー・外航定期旅客船等を利用する海外渡航者又は上陸する船員からの感染者が国内に流入するリスク ・国際フェリー・外航定期旅客船を利用する旅客相互の接触による感染拡大が発生するリスク ※クルーズ船と比較すると、乗客乗員の規模は小さく、運航時間は短いため、運航中に大人数が発症するリスクは相対的に少ないので、船ごと停留する事態も想定されるものの、発症者の安全かつ迅速な搬送が重要となる。また、初動対応が確立されていない中の混乱発生リスクが発生。	○国際ターミナルにおける、ポスター掲示、アナウンス等による感染予防に係る広報協力	○			○			
		○国際旅客・港湾関係者の感染予防対策(マスク、三密回避等) ※「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン(日本港湾協会、令和2年10月23日)」が参考になる。 ※「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」(新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対応WG、令和2年9月18日)が参考になる。					○		
		○国内ターミナルにおける、ポスター掲示、アナウンス等による感染予防に係る広報協力						○	
		○国内ターミナルにおいて、サーモグラフィー等による検温の実施 ※船舶における検温、検温結果を踏まえた乗船可否の判断については、船舶運航会社で対応						○	
		○国内旅客・港湾関係者の感染予防対策(マスク、三密回避等) ※「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン(日本港湾協会、令和2年10月23日)」が参考になる。 ※「国際航路において感染者(疑いのあるものも含む)が発生した場合、「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」(新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対応WG、令和2年9月18日)が参考になる。						○	
		○国内ターミナルにおいて、サーモグラフィー等による検温の実施及びアルコール系消毒液等の設置						○	
③国内発生早期	・フェリー等に乗船した感染者が国内移動時に、国内感染を発生させるリスク	○国内旅客・港湾関係者の感染予防対策(マスク、三密回避等) ※「クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン(日本港湾協会、令和2年10月23日)」が参考になる。 ※「国際航路において感染者(疑いのあるものも含む)が発生した場合、「新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について」(新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対応WG、令和2年9月18日)が参考になる。						○	
		○国内ターミナルにおいて、サーモグラフィー等による検温の実施及びアルコール系消毒液等の設置						○	
	・フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染拡大によって、船舶の運航が停止するリスク(特に国内幹線航路や離島航路においては、船内で感染者が発生した場合でも物流、交通に与える影響を最小限に抑えることが必要) ※③～④に跨がるリスク	○国内ターミナルにおいて、サーモグラフィー等による検温の実施及びアルコール系消毒液等の設置							○
		○港湾関係者の感染予防対策(マスク、三密回避等)						○	
	④国内感染期 ※国際フェリー・外航定期旅客船の旅客輸送は休止されていると想定	・国内フェリー等のクルー、ターミナル関係者等における感染拡大によって、船舶の運航が停止するリスク(特に幹線航路や離島航路においては、船内で感染者が発生した場合でも物流、交通に与える影響を最小限に抑えることが必要) ※③～④に跨がるリスク	○国内ターミナルにおいて、サーモグラフィー等による検温の実施及びアルコール系消毒液等の設置						○
			○港湾関係者の感染予防対策(マスク、三密回避等)						○
・国内フェリー等の利用による広域移動、離島への移動により国内感染が拡大するリスク(特に離島航路においては、島内の医療体制が十分でない中で負担が増大するリスク)		○国内ターミナルにおける、ポスター掲示、アナウンス等による感染予防に係る広報協力							○
		○国内ターミナルにおいて、サーモグラフィー等による検温の実施及びアルコール系消毒液の設置							○
・港湾関係者間における感染拡大によって、国内幹線航路や離島航路の運航が維持できなくなり国の経済活動や国民生活に著しい影響が及ぶリスク	○港湾関係者の感染予防対策(マスク、三密回避等)							○	
	○国際航路の旅客運航再開に係る情報収集、再開時の対応に向けた関係者調整	○						○	
⑤小康期	・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク	○流行期と同様であるが、感染リスクの低減状況を常に分析し、衛生用品等感染予防対策用品の補充						○	
		○港湾における感染症BCPガイドラインの検証・改定		○					

資料：港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】～港湾における感染症BCPガイドライン～Ver1.0 (p12～14)

※ターミナル管理者とは、港湾管理者、港湾運営会社、船舶運行会社等。

◆参考資料－3 災害時における具体的な対応と関係機関等との役割分担

感染症発生段階	感染症発生時におけるリスクの特定と評価		各ステージにおけるリスク対応(ソフト・ハード)	関係機関等との役割分担等			
				下関市港湾局 (港湾管理者)	国土交通省 港湾局	九州地方整備局 下関港湾事務所	関係業界 団体
①未発生期	・特記事項なし【平常時の備え】		○関係機関(港湾管理者、港湾所在自治体等)と事前にホットラインを確認及び、感染症発生時におけるTEC-FORGEの派遣方針に関する認識の共有を実施	○		○	
			○感染症発生時においても関係業界団体等との間で災害協定が機能するよう、事前に関係者調整を実施	○		○	○
			○感染症発生時に災害が発生した場合を想定した港湾BCPの拡充	○		○	○
			○感染症発生時における災害対応従事者の勤務体制をあらかじめ構築(班別出動体制の構築・空間を分けて業務執行に当たる工夫等) ※災害対応従事者が感染症を発生した場合の業務継続の観点にも留意が必要	○		○	
			○感染症感染リスクの低減を図るため、現地カメラ、ドローン、波浪計・風速計などのセンサー等による遠隔地からの状況把握やテレビ会議の導入・活用による連絡調整等の非接触型の災害対応体制を構築	○		○	○
			○被災地に感染症がまん延しており、応急復旧等が実施出来ない場合の被災者の保護、避難移動等の対応策の検討を実施	○		○	
②海外発生期	・外国からの支援に起因する感染症リスク	・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、国内に入入するリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○支援船の着岸バース調整を実施	○		○	
	・貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク	・被災地港湾に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船の受け入れが困難になるリスク ※②～④に跨るリスク	○支援船の着岸バース調整を実施	○		○	
③国内発生早期	・貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク	・被災地港湾に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船の受け入れが困難になるリスク ※②～④に跨るリスク	○支援船の着岸バース調整を実施	○		○	
	・被災状況調査・TEC-FORCE等による支援に関するリスク	・被災地に感染が発生しており、被災状況調査・TEC-FORCE等による支援等が実施出来ないリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施 ○状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施	○		○	
		・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が発生するリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施	○		○	
		・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を発生させるリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施	○		○	
		・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が発生するリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施	○		○	
		・TEC-FORCE/リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症を発生させるリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施	○		○	
		・港湾業務艇・海洋環境整備船等を活用した離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域への感染を広げるリスク	○状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施	○		○	
	・港湾利用面に関するリスク	・災害対応従事者(行政関係者・建設会社等)が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面(物流面・緊急物資輸送拠点等)に支障が出るリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施 ○状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施	○		○	
	・外国からの支援に起因する感染症リスク	・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国内に入入するリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○支援船の着岸バース調整を実施	○		○	
		・被災地に感染が発生しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならないリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施 ○状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施	○		○	
④国内感染期	・貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船受入れに影響が出るリスク	・被災地港湾に係留中の貨物船・旅客船等から感染者が発生し、支援船の受け入れが困難になるリスク ※②～④に跨るリスク	○支援船の着岸バース調整を実施	○		○	
	・被災状況調査・TEC-FORCE等による支援に関するリスク	・被災地に感染がまん延しており、被災状況調査・TEC-FORCE等による支援等が実施出来ないリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施 ○状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施	○		○	
		・被災状況調査や災害復旧活動の実施により感染が拡大するリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施	○		○	
		・離島等への給水支援・緊急物資輸送支援等により、医療体制が十分でない地域へ感染を拡大させるリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施	○		○	
		・港湾業務艇・浚渫兼油回収船等の船舶を活用した支援により、感染症が拡大するリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施	○		○	
		・TEC-FORCE/リエゾン派遣職員・災害協力協定団体からの派遣職員が被災地派遣中に感染し、派遣元に戻った際に、派遣元の職場で感染症を広げるリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施 ○状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施	○		○	
		・港湾利用面に関するリスク	・災害対応従事者(行政関係者・建設会社等)が感染症に感染し、港湾施設の応急復旧等が迅速に行えない場合、港湾利用面(物流面・緊急物資輸送拠点等)に支障が出るリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施 ○状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施	○		○
	・外国からの支援に起因する感染症リスク	・外国から被災地支援等を目的とした船舶の派遣があった場合、派遣部隊に感染者が発生し、入港先の港湾や国外に流出するリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○支援船の着岸バース調整を実施	○		○	
		・被災地に感染がまん延しており、外国からの支援船を港湾に待機させなければならないリスク	○災害対応従事者の感染対策(マスク着用、テレビ会議による三密回避等)及びサーモグラフィー等による検温を実施 ○屋内での支援活動や打合せにおける滞在時間を極力少なくするとともに、十分な感染症対策を実施 ○状況に応じ、複数の自治体を担当する巡回リエゾンを活用するが、感染症拡大のリスクが高まる場合は、WEB会議システム等を活用したオンラインによるリエゾン対応を実施	○		○	
	⑤小麻期	・国内外における移動制限等の緩和に伴う感染拡大の再発リスク	○複合災害における感染症BCPガイドラインの検証・改訂を実施 ○感染予防対策用品の補充を実施	○	○	○	

資料：港湾の事業継続計画策定ガイドライン【感染症編】～港湾における感染症BCPガイドライン～Ver1.0 (p15～20)

※関係業界団体とは、下関港事業継続推進協議会の構成員である利用者団体、定期航路関係、埠頭関係、土木等。

◆参考資料－４ 各種ガイドライン等一覧

No.	資料名	出典元	年月日(策定/改訂/変更)
1	新型インフルエンザ等対策政府行動計画	内閣官房新型インフルエンザ等対策室	平成29年9月12日変更
2	国土交通省新型インフルエンザ等対策行動計画	国土交通省	平成27年3月30日改定
3	新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針	新型コロナウイルス感染症対策本部決定	令和4年5月23日変更
4	新型コロナウイルスへの感染の疑いのある船員が乗船する外航貨物船の来航時の当面の対処方針について	新型コロナウイルス感染疑い船等来航事態対処WG	令和2年9月18日
5	クルーズ船が寄港する旅客ターミナル等における感染拡大予防ガイドライン	公益社団法人 日本港湾協会	令和4年3月18日 第六版
6	港湾運送事業・港湾運送関連事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン	一般社団法人 日本港運協会	令和3年11月1日改定 第7版
7	外航貨物船の船内荷役時の新型コロナウイルス感染症への感染防止のための推奨事項	国土交通省海事局外航課長 国土交通省港湾局港湾経済課長	令和2年7月1日改定
8	船員や港湾労働者等が新型コロナウイルス感染症へ感染した場合等の感染拡大防止のための関係者との情報共有について	国土交通省海事局外航課長 国土交通省海事局内航課長 国土交通省港湾局港湾経済課長	令和2年9月14日
9	港湾空港建設事業の新型コロナウイルス感染症の感染拡大予防ガイドライン	一般社団法人 日本埋立浚渫協会 日本港湾空港建設協会連合会 一般社団法人 日本潜水協会 一般社団法人 日本海上起重技術協会 全国浚渫業協会	令和3年11月1日改定
10	感染防止対策及び船上で乗組員や乗客に新型コロナウイルス感染症に罹患した疑いがある場合の対応等について	国土交通省海事局安全政策課	令和2年5月11日
11	新型コロナウイルス（COVID-19）に関するガイダンス	一般社団法人 日本船主協会	令和3年11月1日 第6版
12	内航海運業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	日本内航海運組合総連合会	令和2年5月14日
13	外航旅客船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	一般社団法人 日本外航客船協会	令和3年7月14日改訂
14	外航クルーズ船事業者の新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	一般社団法人 日本外航客船協会	令和4年3月18日 第六版
15	旅客船事業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	一般社団法人 日本旅客船協会	令和3年12月23日一部改訂
16	新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	日本船舶代理店協会	令和3年10月13日改訂
17	新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン	外航船舶代理店業協会	令和3年9月18日改訂
18	感染疑い船の事例集		